

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第一号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集（売出）要項】 1 (略) 2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【<u>投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社</u>】 (17)～(19) (略)</p> <p>第2【最近における募集（売出し）の状況】(5) 1 (略) 2【投資法人債券】 (1)～(12) (略) (13)【<u>投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社</u>】</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> | <p>第一号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集（売出）要項】 1 (略) 2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【<u>投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社</u>】 (17)～(19) (略)</p> <p>第2【最近における募集（売出し）の状況】(5) 1 (略) 2【投資法人債券】 (1)～(12) (略) (13)【<u>投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社</u>】</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第一号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集（売出）要項】 1 (略) 2【外国投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【<u>投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社</u>】 (17)～(19) (略)</p> <p>第2【最近における募集（売出し）の状況】(5) 1 (略) 2【外国投資法人債券】 (1)～(12) (略) (13)【<u>投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社</u>】</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> | <p>第一号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集（売出）要項】 1 (略) 2【外国投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【<u>投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社</u>】 (17)～(19) (略)</p> <p>第2【最近における募集（売出し）の状況】(5) 1 (略) 2【外国投資法人債券】 (1)～(12) (略) (13)【<u>投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社</u>】</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出) 要項】 第1【社債(特定短期社債を除く。)】 1～14 (略) 15【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 16～28 (略) 第2～第5 (略) 第二部【最近における募集(売出し) の状況】(2) 第1【社債(特定短期社債を除く。)】 1～11 (略) 12【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 13～18 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p> | <p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出) 要項】 第1【社債(特定短期社債を除く。)】 1～14 (略) 15【<u>社債管理会社又は社債の管理会社</u>】 16～28 (略) 第2～第5 (略) 第二部【最近における募集(売出し) の状況】(2) 第1【社債(特定短期社債を除く。)】 1～11 (略) 12【<u>社債管理会社又は社債の管理会社</u>】 13～18 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出) 要項】 第1【社債】 1～14 (略) 15【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 16～23 (略) (削る)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第二部【最近における募集(売出し) の状況】(2) 第1【社債】 1～11 (略) 12【<u>社債管理者又は社債の管理会社</u>】 13～15 (略) (削る)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> | <p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第一部【募集(売出) 要項】 第1【社債】 1～14 (略) 15【<u>社債管理会社又は社債の管理会社</u>】 16～23 (略) <u>24～29</u> (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第二部【最近における募集(売出し) の状況】(2) 第1【社債】 1～11 (略) 12【<u>社債管理会社又は社債の管理会社</u>】 13～15 (略) <u>16～18</u> (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 第二部【ファンド情報】 第1 (略) 第2【財務ハイライト情報】(36) 1・2 (略) 3【注記表】 第3・第4 (略) 第三部【ファンドの詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【ファンドの経理状況】(48) 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) (3)【注記表】(50-2) (4) (略) 2 (略) 第5 (略) 第四部【特別情報】 第1【委託会社等の概況】 1・2 (略) 3【委託会社等の経理状況】(56) (1)・(2) (略) (3)【株主資本等変動計算書】(59) 4・5 (略) 第2【その他の関係法人の概況】 1【名称、資本の額及び事業の内容】(62) 2・3 (略) 第3 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) ファンドの仕組み</p> | <p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 第二部【ファンド情報】 第1 (略) 第2【財務ハイライト情報】(36) 1・2 (略) (新設) 第3・第4 (略) 第三部【ファンドの詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【ファンドの経理状況】(48) 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) (新設) (3) (略) 2 (略) 第5 (略) 第四部【特別情報】 第1【委託会社等の概況】 1・2 (略) 3【委託会社等の経理状況】(56) (1)・(2) (略) (3)【利益処分計算書又は損失処理計算書】(59) 4・5 (略) 第2【その他の関係法人の概況】 1【名称、資本の額及び事業の内容】(62) 2・3 (略) 第3 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) ファンドの仕組み</p> |

a・b (略)

c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所（個人株主の住所の記載に当たっては、市町村名までを記載しても差し支えない）、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。

(14)～(35) (略)

(36) 財務ハイライト情報

a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」（(49)に掲げる貸借対照表をいう。）、「損益及び剰余金計算書」（(50)に掲げる損益及び剰余金計算書をいう。）及び「注記表」（(50-2)に掲げる注記表をいう。）を記載すること。なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。この場合にこれらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b (略)

(37)～(48) (略)

(49) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。((50)及び(50-2)において同じ。))をも記載すること。

(50) (略)

(50-2) 注記表

最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。）をも記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

(51)～(55) (略)

(56) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含ま

a・b (略)

c 委託会社等の概況（資本金（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近日現在の所有株式数の多い順に3者程度についての氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率）等）を記載すること。

(14) 投資方針

(36) 財務ハイライト情報

a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」（(49)に掲げる貸借対照表をいい、投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成12年総理府令第133号。aにおいて「財産計算規則」という。）第4条の規定により注記される事項を含む。）及び「損益及び剰余金計算書」（(50)に掲げる損益及び剰余金計算書をいい、財産計算規則第4条の規定により注記される事項を含む。）を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（bにおいて「財務諸表」という。）から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b (略)

(37)～(50) (略)

(49) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。((50)において同じ。))をも記載すること

(50) (略)

(新設)

(51)～(55) (略)

(56) 委託会社等の経理状況

内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は中間監査報告書は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含ま

れた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

また、注記表を作成している場合は、内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載することとし、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。

- (59) 株主資本等変動計算書
(略)
- (60) (略)
- (61) その他
 - a 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
 - b (略)
- (62) 名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (63)～(65) (略)

れた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。

- (59) 利益処分計算書又は損失処理計算書
(略)
- (60) (略)
- (61) その他
 - a 定款の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
 - b (略)
- (62) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (63)～(65) (略)

特定有価証券等の内容の開示に関する閣内令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【ファンド情報】 第1 (略) 第2【財務ハイライト情報】(38) 1・2 (略) 第3・第4 (略) 第三部【ファンドの詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【ファンドの経理情報】(56) 1【財務諸表】(56-2) (1)～(3) (略) 2 (略) 第5 (略) 第四部【特別情報】 第1【管理会社の概況】 1・2 (略) 3【管理会社の経理状況】(64) (1)・(2) (略) 4・5 (略) 第2【その他の関係法人の概況】(67) 1【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(68) 2・3 (略) 第3～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(14) (略) (15) ファンドの仕組み a・b (略) c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近</p> | <p>第四号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【ファンド情報】 第1 (略) 第2【財務ハイライト情報】(38) 1・2 (略) 第3・第4 (略) 第三部【ファンドの詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【ファンドの経理情報】(56) 1【財務諸表】 (1)～(3) (略) 2 (略) 第5 (略) 第四部【特別情報】 第1【管理会社の概況】 1・2 (略) 3【管理会社の経理状況】(64) (1)・(2) (略) 4・5 (略) 第2【その他の関係法人の概況】(67) 1【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(68) 2・3 (略) 第3～第5 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(14) (略) (15) ファンドの仕組み a・b (略) c 管理会社の概況（設立準拠法、事業の目的、資本の額（有価証券届出書提出日の直近日現在の資本の額）、簡単な沿革（設立経緯等）、大株主の状況（有価証券届出書提出日の直近</p> |

日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所(個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない)、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率)等を記載すること。

(16)～(37) (略)

(38) 財務ハイライト情報

a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」及び「損益計算書」を記載すること。なお、注記表を作成していない場合は、これらの書類に関連する注記を記載することとし、注記表を作成している場合は、注記表を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b (略)

(39)～(56) (略)

(56-2) 財務諸表

注記表を作成していない場合は、貸借対照表及び損益計算書に関連する注記を記載すること。なお、注記表を作成している場合は、最近2計算期間について記載すること。

(57)・(58) (略)

(59) 投資有価証券明細表等

投資信託財産の計算に関する規則(平成18年総理府令第〇〇〇号)に規定する附属明細表に準じて記載すること。

(60)・(61) (略)

(62) 管理会社の状況

a 有価証券届出書提出時の直近日現在の管理会社の資本金の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

b (略)

(63) (略)

(64) 管理会社の経理状況

a～c (略)

d 注記表を作成している場合は注記表を記載することとし、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(これに準じる書類を含む。)に関連する注記を記載すること。

(65) (略)

(66) その他

a 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

b (略)

(67) (略)

(68) 名称、資本金の額及び事業の内容

日現在の所有株式数の多い順に3者程度についてのその氏名又は名称、住所、所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率)等を記載すること。

(16)～(37) (略)

(38) 財務ハイライト情報

a 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」及び「損益計算書」(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b (略)

(39)～(58) (略)

(新設)

(57)・(58) (略)

(59) 投資有価証券明細表等

投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則(平成12年総理府令第133号)に規定する附属明細表に準じて記載すること。

(60)・(61) (略)

(62) 管理会社の状況

a 有価証券届出書提出時の直近日現在の管理会社の資本の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近5年間における資本の額の増減についても併せて記載すること。

b (略)

(63) (略)

(64) 管理会社の経理状況

a～c (略)

(新設)

(65) (略)

(66) その他

a 定款の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

b (略)

(67) (略)

(68) 名称、資本の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
(69)～(73) (略)

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
(69)～(73) (略)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人証券】 1～15 (略) 16【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】 17～20 (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】 第1 (略) 第2【財務ハイライト情報】(42) 1・2 (略) <u>3【投資主資本等変動計算書】</u> <u>4【注記表】</u> 5・6 (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第三部【投資法人の詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【関係法人の状況】 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(57) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(62) (2)・(3) (略)</p> <p>第5【投資法人の経理状況】(65) 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) <u>(3)【投資主資本等変動計算書】</u>(67-2) <u>(4)【注記表】</u>(67-3) (5)～(7) (略) 2 (略)</p> <p>第6 (略)</p> | <p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人証券】 1～15 (略) 16【<u>投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社</u>】 17～20 (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】 第1 (略) 第2【財務ハイライト情報】(42) 1・2 (略) (新設) (新設) <u>3・4</u> (略)</p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第三部【投資法人の詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【関係法人の状況】 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(57) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(62) (2)・(3) (略)</p> <p>第5【投資法人の経理状況】(65) 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) (新設) (新設) <u>(3)～(5)</u> (略) 2 (略)</p> <p>第6 (略)</p> |

第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(13) (略)

(14) 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社

- a 投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社 (以下この様式において「投資法人債管理者等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件 (投資法人債管理者等に支払う手数料等)を記載すること。
- b 投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人債管理者等を記載すること。
- c 「投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(15) 主要な経営指標等の推移

投資法人の直近5計算期間(6月を1計算期間とする投資法人(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下同じ。))にあっては、10計算期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)～(j) (略)

(k) 1口当たり分配金額(剰余金の分配と出資の戻しを区分して表示すること。)

(l) 自己資本比率(純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)

(m) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額で除した割合をいう。以下この様式において同じ。)

(16) (略)

(17) 投資法人の仕組み

a (略)

b 投資法人及び投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。))又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)及び運営上の役割並びに関係業務の内容(投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。

(18)・(19) (略)

(20) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主(所有投資口数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(個人投資主の住所に記載に当たっては、市町村名までを記載しても差し支えない)並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(21)～(41) (略)

(42) 財務ハイライト情報

a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」((66)に掲げる貸借対照表をいう。)、「損益計算書」((67)に

第四部 (略)

(記載上の注意)

(1)～(13) (略)

(14) 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社

- a 投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社 (以下この様式において「投資法人債管理会社等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件 (投資法人債管理会社等に支払う手数料等)を記載すること。
- b 投資法人債管理会社等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の投資法人債管理会社等を記載すること。
- c 「投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(15) 主要な経営指標等の推移

投資法人の直近5計算期間(6月を1計算期間とする投資法人(第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下同じ。))にあっては、10計算期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)～(j) (略)

(k) 1口当たり分配金額(利益の分配と出資の戻しを区分して表示すること。)

(l) 自己資本比率(純資産額を総資産額で除した割合をいう。)

(m) 自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額で除した割合をいう。以下この様式、第七号の三様式及び第十号の三様式において同じ。)

(16) (略)

(17) 投資法人の仕組み

a (略)

b 投資法人及び投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。))又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。)及び運営上の役割並びに関係業務の内容(投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。)について分かりやすく記載すること。

(18)・(19) (略)

(20) 主要な投資主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における投資法人の投資主(所有投資口数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。

(21)～(41) (略)

(42) 財務ハイライト情報

a 「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」((66)に掲げる貸借対照表をいい、投資法人の貸借対照表、損益

掲げる損益計算書をいう。)、「投資主資本等変動計算書」((67-2)に掲げる投資主資本等変動計算書をいう。)、「注記表」((67-3)に掲げる注記表をいう。)、「金銭の分配に係る計算書」((68)に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。)及び「キャッシュ・フロー計算書」((69)に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。)を記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、これらの書類に関連する注記を記載すること。

この場合において、これらの記載事項は、「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b (略)

(43)～(46) (略)

(47) その他

a (略)

b 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

c (略)

(48)～(56) (略)

(57) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(58) (略)

(59) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

(60)・(61) (略)

(62) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(63)～(65) (略)

(66) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。((67)、(67-2)及び(67-3)において同じ。))をも記載すること。

(67) (略)

(67-2) 投資主資本等変動計算書

最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には

計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則(平成12年総理府令第134号。aにおいて「財産計算規則」という。)第6条の規定により注記される事項を含む。)、「損益計算書」((67)に掲げる損益計算書をいい、財産計算規則第6条の規定により注記される事項を含む。)、「金銭の分配に係る計算書」((68)に掲げる金銭の分配に係る計算書をいう。)及び「キャッシュ・フロー計算書」((69)に掲げるキャッシュ・フロー計算書をいう。)を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 投資法人の詳細情報」の「第5 投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。)から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b (略)

(43)～(46) (略)

(47) その他

a (略)

b 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

c (略)

(48)～(56) (略)

(57) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(58) (略)

(59) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(60)・(61) (略)

(62) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(63)～(65) (略)

(66) 貸借対照表

最近2計算期間について記載すること。ただし、1年を1計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。((67)において同じ。))をも記載すること。

(67) (略)

(新設)

、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいう。）をも記載すること。

(67-3) 注記表

最近2計算期間について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。）をも記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。

(68)～(73) (略)

(新設)

(68)～(73) (略)

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第四号の三の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】 (17)～(20) (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p> | <p>第四号の三の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】 (17)～(20) (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する関係府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】 (17)～(20) (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】 第1 (略) 第2【財務ハイライト情報】(45) 1～4 (略) 第3・第4 (略) 第三部【外国投資法人の詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【関係法人の状況】 1【資産運用会社の状況】 (1)【名称、資本の額及び事業の内容】 (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、資本の額及び事業の内容】 (2)～(3) (略)</p> <p>第5【外国投資法人の経理状況】(73) 1【財務諸表】(73-2) (1)～(4) (略) 2 (略)</p> <p>第6 (略) 第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(16) (略) (17) 外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社 a 外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社（以下この様式において「外国投</p> | <p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社】 (17)～(20) (略)</p> <p>第二部【ファンド情報】 第1 (略) 第2【財務ハイライト情報】(45) 1～4 (略) 第3・第4 (略) 第三部【外国投資法人の詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【関係法人の状況】 1【資産運用会社の状況】 (1)【名称、資本の額及び事業の内容】 (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、資本の額及び事業の内容】 (2)～(3) (略)</p> <p>第5【外国投資法人の経理状況】(73) 1【財務諸表】 (1)～(4) (略) 2 (略)</p> <p>第6 (略) 第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(16) (略) (17) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社 a 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社（以下この様式において「外国</p> |

資法人債管理者等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(外国投資法人債管理者等に支払う手数料等)を記載すること。

b 外国投資法人債管理者等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の外国投資法人債管理者等を記載すること。

c 「外国投資法人債管理者等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(18)・(19) (略)

(20) 外国投資法人の仕組み

a (略)

b 外国投資法人及び外国投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。))又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理者等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。))及び運営上の役割並びに関係業務の内容(外国投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。))について分かりやすく記載すること。

(21)～(44) (略)

(45) 財務ハイライト情報

a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」、「損益計算書」、「投資主資本等変動計算書」(これに準じる書類を含む。))、「注記表」、「金銭の分配に係る計算書」及び「キャッシュ・フロー計算書」を記載すること。なお、注記表を作成していない場合は、これらの書類に関連する注記を記載することとし、注記表を作成している場合は、注記表を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。))から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b (略)

(46)～(51) (略)

(52) その他

a 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

b (略)

(53)～(64) (略)

(65) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(66) (略)

(67) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所(個人株主の住所の記載に当たっては、市町村名までを記載しても差し支えない)並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

投資法人債管理会社等」という。)の名称及び住所並びに委託の条件(外国投資法人債管理会社等に支払う手数料等)を記載すること。

b 外国投資法人債管理会社等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の外国投資法人債管理会社等を記載すること。

c 「外国投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。

(18)・(19) (略)

(20) 外国投資法人の仕組み

a (略)

b 外国投資法人及び外国投資法人の関係法人(資産の運用を行う委託会社(以下この様式において「資産運用会社」という。))又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。)の名称(販売会社については記載しないことができる。))及び運営上の役割並びに関係業務の内容(外国投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。))について分かりやすく記載すること。

(21)～(44) (略)

(45) 財務ハイライト情報

a 「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」、「損益計算書」、「金銭の分配に係る計算書」及び「キャッシュ・フロー計算書」(これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。))を記載すること。この場合において、これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表(bにおいて「財務諸表」という。))から抜粋して記載した旨を併せて記載すること。

b (略)

(46)～(51) (略)

(52) その他

a 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。

b (略)

(53)～(64) (略)

(65) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(66) (略)

(67) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主(所有株式数の多い順に5名程度)について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(68)・(69)

(70) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(71)～(73) (略)

(73-2) 財務諸表

注記表を作成している場合は注記表を記載することとし、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び投資主資本等変動計算書（これに準じる書類を含む。）
、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること

(76)・(77) (略)

(78) 投資有価証券明細表等

投資法人の計算に関する規則（平成12年総理府令第134号）に規定する附属明細書に準じて記載すること。

(80)～(83) (略)

(68)・(69)

(70) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(71)～(73) (略)

(新設)

(76)・(77) (略)

(78) 投資有価証券明細表等

投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号）に規定する附属明細書に準じて記載すること。

(80)～(83) (略)

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第四号の四の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】 (17)～(20) (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p> | <p>第四号の四の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】 (17)～(20) (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第四号の四の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資債券】 (1)～(15) (略) (16)【外国投資法人債管理者又は外国投資法人債の管理会社】 (17)～(20) (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p> | <p>第四号の四の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一【証券情報】 第1 (略) 第2【外国投資債券】 (1)～(15) (略) (16)【外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社】 (17)～(20) (略) 第二部～第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する円関府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【信託財産情報】 第1 (略) 第2【関係法人の概況】(35) 1・2 (略) 3【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(37) 4～6 (略) 第3～第5 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(36) (略) (37) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金</u>の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (38)・(39) (略) (40) その他 a (略) b 関係法人について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、<u>事業譲渡</u>及び<u>事業譲受</u>その他の重要事項について記載すること。 c (略) (41)～(47) (略)</p> | <p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【信託財産情報】 第1 (略) 第2【関係法人の概況】(35) 1・2 (略) 3【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(37) 4～6 (略) 第3～第5 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(36) (略) (37) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本金</u>の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (38)・(39) (略) (40) その他 a (略) b 関係法人について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、<u>営業譲渡</u>及び<u>営業譲受</u>その他の重要事項について記載すること。 c (略) (41)～(47) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する関係府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第五号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【社債(特定短期社債を除く。)] 1～14 (略) 15【社債管理者又は社債の管理会社】 16～28 (略) 第2～第5 (略) 第二部 (略) 第三部【発行者及び関係法人情報】 第1 (略) 第2【原保有者その他関係法人の概況】(34) 1【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 2～5 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 国内資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a～g (略) h 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあつては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。 (5)～(32) (略) (33) その他 a 発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、<u>事業譲渡</u>及び<u>事業譲受</u>その他の重要事項について記載すること。 b・c (略) (34) (略)</p> | <p>第五号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【社債(特定短期社債を除く。)] 1～14 (略) 15【<u>社債管理会社</u>又は社債の管理会社】 16～28 (略) 第2～第5 (略) 第二部 (略) 第三部【発行者及び関係法人情報】 第1 (略) 第2【原保有者その他関係法人の概況】(34) 1【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 2～5 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 国内資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等 a～g (略) h 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあつては、同条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この様式において「旧資産流動化法」という。))第2条第2項に規定する特定目的会社である場合にあつては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。 (5)～(32) (略) (33) その他 a 発行者について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、<u>営業譲渡</u>及び<u>営業譲受</u>その他の重要事項について記載すること。 b・c (略) (34) (略)</p> |

- (35) 名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (36)～(38) (略)
- (39) その他
- a (略)
 - b 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、事業譲渡及び事業譲受その他の重要事項について記載すること。
 - c (略)

- (35) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (36)～(38) (略)
- (39) その他
- a (略)
 - b 関係法人について、管理資産に影響を及ぼす定款の変更、営業譲渡及び営業譲受その他の重要事項について記載すること。
 - c (略)

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【社債】 1～14 (略) 15【社債管理者又は社債の管理会社】 16～29 (略) 第2～第5 (略) 第二部 (略) 第三部【発行者及び関係法人情報】 第1 (略) 第2【原保有者その他関係法人の概況】 1・2 (略) 3【名称、資本の額及び事業の内容】 4～7 (略) 第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p> | <p>第五号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【社債】 1～14 (略) 15【社債管理会社又は社債の管理会社】 16～29 (略) 第2～第5 (略) 第二部 (略) 第三部【発行者及び関係法人情報】 第1 (略) 第2【原保有者その他関係法人の概況】 1・2 (略) 3【名称、資本の額及び事業の内容】 4～7 (略) 第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 第1・第2 (略)</p> <p>第3【その他関係法人の概況】 1【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(30) 2～5 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(27) (略)</p> <p>(28) その他 a 受益者、原委託者又は関係法人について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、<u>事業譲渡</u>又は<u>事業譲受</u>その他の重要事項について記載すること。 b・c (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金</u>の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(31)～(33) (略)</p> <p>(34) その他 a 特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、<u>事業譲渡</u>及び<u>事業譲受</u>その他重要事項について記載すること。 b (略)</p> <p>(35) (略)</p> | <p>第五号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略)</p> <p>第三部【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 第1・第2 (略)</p> <p>第3【その他関係法人の概況】 1【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(30) 2～5 (略)</p> <p>第四部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(27) (略)</p> <p>(28) その他 a 受益者、原委託者又は関係法人について、特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、<u>営業譲渡</u>又は<u>営業譲受</u>その他の重要事項について記載すること。 b・c (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本</u>の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(31)～(33) (略)</p> <p>(34) その他 a 特定信託財産に影響を及ぼす定款の変更、<u>営業譲渡</u>及び<u>営業譲受</u>その他重要事項について記載すること。 b (略)</p> <p>(35) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する関係府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【信託財産情報】 第1 (略) 第2【関係法人の概況】(24) 1【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 2～5 (略) ・第3 (略) 第3～第5 (略) 第三部【特別情報】 第1【発行者の経理状況】(33) 1・2 (略) 3【<u>株主資本等変動計算書</u>】 4【<u>注記表</u>】 第2 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(24) (略) (25) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金の額</u>については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (26)～(28) (略) (29) その他 a 信託契約の委託者又は受託者について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、<u>事業譲渡</u> 及び<u>事業譲受</u>その他の重要事項がある場合には、その内容を記載すること。 b (略) (30)～(32) (略) (33) 発行者の経理状況 a 当該届出に係る貸付債権信託受益権の発行者に係る最近2事業年度の貸借対照表、損益 計算書、<u>株主資本等変動計算書</u>及び<u>注記表</u>を記載すること。 なお、<u>注記表</u>を作成していない場合は、<u>貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計 算書に関連する注記</u>を記載すること。 b (略)</p> | <p>第六号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【信託財産情報】 第1 (略) 第2【関係法人の概況】(24) 1【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 2～5 (略) ・第3 (略) 第3～第5 (略) 第三部【特別情報】 第1【発行者の経理状況】(33) 1・2 (略) 3【<u>利益処分計算書(又は損失処理計算書)</u>】 (新設) 第2 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(24) (略) (25) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本の額</u>については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (26)～(28) (略) (29) その他 a 信託契約の委託者又は受託者について、信託財産に影響を及ぼす定款の変更、<u>営業譲渡</u> 及び<u>営業譲受</u>その他の重要事項がある場合には、その内容を記載すること。 b (略) (30)～(32) (略) (33) 発行者の経理状況 a 当該届出に係る貸付債権信託受益権の発行者に係る最近2事業年度の貸借対照表、損益 計算書及び<u>利益処分計算書(又は損失処理計算書)</u>を記載すること。 b (略)</p> |

(34) (略)

(34) (略)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【発行者情報】 第1 (略) 第2【関係法人の状況】(35) 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本金の額及び事業の内容</u>】(47) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本金の額及び事業の内容</u>】(52) (2)・(3) (略) 第3【組合等の経理状況】(55) 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) (3)【<u>社員資本等変動計算書</u>】(57-2) (4)【<u>注記表</u>】(57-3) 2 (略) 第4・第5 (略) (記載上の注意) (1)～(13) (略) (14) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 ○ (a)～(j) (k) 1単位当たり分配金額（剰余金の分配と出資の払戻しを区分して表示すること。） (l) 自己資本比率（<u>純資産合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額を総資産額で除した割合をいう。</u>） (m) 自己資本利益率（<u>当期純利益金額を純資産額より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額で除した割合をいう。</u>） (15)～(19) (略) (20) その他 a 契約又は規約の変更、<u>事業譲渡又は事業譲受</u>、出資の状況その他の重要事項について記</p> | <p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【発行者情報】 第1 (略) 第2【関係法人の状況】(35) 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本の額及び事業の内容</u>】(47) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本の額及び事業の内容</u>】(52) (2)・(3) (略) 第3【組合等の経理状況】(55) 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) (新設) (新設) 2 (略) 第4・第5 (略) (記載上の注意) (1)～(13) (略) (14) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 ○ (a)～(j) (略) (k) 1単位当たり分配金額（利益の分配と出資の払戻しを区分して表示すること。） (l) 自己資本比率（<u>純資産額を総資産額で除した割合をいう。</u>） (m) 自己資本利益率 (15)～(19) (略) (20) その他 a 契約又は規約の変更、<u>営業譲渡又は営業譲受</u>、出資の状況その他の重要事項について記</p> |

載すること。

b (略)

(21)～(46) (略)

(47) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(48) (略)

(49) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(50)・(51)

(52) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(53)～(55) (略)

(56) 貸借対照表

最近2事業年度について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（57）及び（57-2）において同じ。）をも記載すること。

(57) (略)

(57-2) 社員資本等変動計算書

最近2事業年度について記載すること。

ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間投資主資本等変動計算書（事業年度開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る社員資本等変動計算書をいう。）をも記載すること。

(57-3) 注記表

最近2事業年度の注記表を記載すること。

ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間注記表（事業年度開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。）をも記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び社員資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。

(58)～(63) (略)

載すること。

b (略)

(21)～(46) (略)

(47) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(48) (略)

(49) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(50)・(51)

(52) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(53)～(55) (略)

(56) 貸借対照表

最近2事業年度について記載すること。ただし、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該事業年度に係る中間貸借対照表（事業年度開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。（57）において同じ。）をも記載すること。

(57) (略)

(新設)

(新設)

(58)～(63) (略)

特定有価証券等の内容の開示に関する関係府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第六号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【発行者情報】 第1 (略) 第2【関係法人の状況】 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(54) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(59) (2)・(3) (略) 第3【外国組合等の経理状況】(62) 1【財務諸表】(62-2) (1)～(3) (略) 2 (略) 第4 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(23) (略) (24) その他 a 契約又は規約の変更、<u>事業譲渡</u>又は<u>事業譲受</u>、出資の状況その他の重要事項について記載すること。 b (略) (25)～(53) (略) (54) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金の額</u>については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (55) (略) (56) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。</p> | <p>第六号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【発行者情報】 第1 (略) 第2【関係法人の状況】 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(54) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(59) (2)・(3) (略) 第3【外国組合等の経理状況】(62) 1【財務諸表】 (1)～(3) (略) 2 (略) 第4 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(23) (略) (24) その他 a 契約又は規約の変更、<u>営業譲渡</u>又は<u>営業譲受</u>、出資の状況その他の重要事項について記載すること。 b (略) (25)～(53) (略) (54) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本の額</u>については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (55) (略) (56) 大株主の状況 有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(57)・(58) (略)</p> <p>(59) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金の額</u>については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(60)・(61) (略)</p> <p>(62) (略)</p> <p><u>(62-2) 財務諸表</u> <u>注記表を作成している場合は、注記表を記載することとし、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び社員資本等変動計算書（これに準ずる書類を含む。）に関する注記を記載すること。</u></p> <p>(65)～(75) (略)</p> | <p>(57)・(58) (略)</p> <p>(59) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本の額</u>については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(60)・(61) (略)</p> <p>(62) (略) (新設)</p> <p>(65)～(75) (略)</p> |
|--|--|

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【ファンドの詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【ファンドの経理情報】 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) <u>(3)【注記表】</u> (4) (略) 2 (略) 第5 (略) 第三部【特別情報】 第1【委託会社等の概況】 1・2 (略) 3【委託会社等の経理状況】(9-2) (1)・(2) (略) (3)<u>【株主資本等変動計算書】</u> 4・5 (略) 第2【その他の関係法人の概況】 1【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 2・3 (略) 第3【参考情報】(11)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) 委託会社等の概況 委託会社等の概況における委託会社等の<u>資本金</u>の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。</p> <p><u>(9-2)、注記表を作成している場合は、注記表を記載することとし、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。</u></p> | <p>第七号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【ファンドの詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【ファンドの経理情報】 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) (新設) (3) (略) 2 (略) 第5 (略) 第三部【特別情報】 第1【委託会社等の概況】 1・2 (略) 3【委託会社等の経理状況】 (1)・(2) (略) (3)<u>【利益処分計算書又は損失処理計算書】</u> 4・5 (略) 第2【その他の関係法人の概況】 1【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 2・3 (略) 第3【参考情報】(11)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) 委託会社等の概況 委託会社等の概況における委託会社等の<u>資本</u>の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。</p> <p>(新設)</p> |

(10)・(11) (略)

(10)・(11) (略)

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第七号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【ファンドの詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【ファンドの経理状況】 1【財務諸表】 (1)～(3) (略) 2 (略) 第5 (略) 第三部【特別情報】 第1 (略) 第2【その他の関係法人の概況】 1【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 2・3 (略) 第3・第4 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) 管理会社の概況 管理会社の概況における管理会社の<u>資本金</u>の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。 (10)～(11) (略)</p> | <p>第七号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【ファンドの詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【ファンドの経理状況】 1【財務諸表】 (1)～(3) (略) 2 (略) 第5 (略) 第三部【特別情報】 第1 (略) 第2【その他の関係法人の概況】 1【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 2・3 (略) 第3・第4 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) 管理会社の概況 管理会社の概況における管理会社の<u>資本</u>の額並びに管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。 (10)～(11) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【投資法人の詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【関係法人の状況】 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(10) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(59) (2)・(3) (略)</p> <p>第5【投資法人の経理状況】 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) <u>(3)【投資主資本等変動計算書】</u> <u>(4)【注記表】</u> (5)・(6) (略) 2 (略)</p> <p>第6・第7 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金の額</u>については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (11)・(12) (略) (13) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金の額</u>については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (14)～(16) (略)</p> | <p>第七号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【投資法人の詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【関係法人の状況】 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(10) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(13) (2)・(3) (略)</p> <p>第5【投資法人の経理状況】 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) (新設) (新設) <u>(3)・(4) (略)</u> 2 (略)</p> <p>第6・第7 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本の額</u>については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (11)・(12) (略) (13) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本の額</u>については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (14)～(16) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第七号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【外国投資法人の詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【関係法人の状況】 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(10) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】(13) (2)・(3) (略)</p> <p>第5【外国投資法人の経理状況】 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) <u>(3)【投資主資本等変動計算書】</u> <u>(4)【注記表】</u> (5)～(7) (略) 2 (略)</p> <p>第6 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金の額</u>については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (11)・(12) (略) (13) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金の額</u>については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> | <p>第七号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書(1) (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【外国投資法人の詳細情報】 第1～第3 (略) 第4【関係法人の状況】 1【資産運用会社の概況】 (1)【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(10) (2)～(5) (略) 2【その他の関係法人の概況】 (1)【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】(13) (2)・(3) (略)</p> <p>第5【外国投資法人の経理状況】 1【財務諸表】 (1)・(2) (略) (新設) (新設) <u>(3)～(5) (略)</u> 2 (略)</p> <p>第6 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (10) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本の額</u>については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。 (11)・(12) (略) (13) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本の額</u>については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第八号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 【発行会社及び関係会社情報】 1 (略) 2 【原保有者その他関係法人の概況】 (1) 【名称、資本金の額及び事業の概要】 (2)～(5) (略)</p> <p>第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産管理の流動化の形態及び基本的仕組み等 a (略) b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあつては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> | <p>第八号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 【発行会社及び関係会社情報】 1 (略) 2 【原保有者その他関係法人の概況】 (1) 【名称、資本の額及び事業の概要】 (2)～(5) (略)</p> <p>第5 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産管理の流動化の形態及び基本的仕組み等 a (略) b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあつては、同条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この様式において「旧資産流動化法」という。)第2条第2項に規定する特定目的会社である場合にあつては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第八号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1・第2 (略) 第3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 1・2 (略) 3 【その他関係法人の概況】 (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】 (2)～(5) (略)</p> <p>第4 (略) (記載上の注意) (略)</p> | <p>第八号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1・第2 (略) 第3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】 1・2 (略) 3 【その他関係法人の概況】 (1) 【名称、資本の額及び事業の内容】 (2)～(5) (略)</p> <p>第4 (略) (記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第九号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 (略) 第2 【関係法人の概況】 1 【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 2～5 (略)</p> <p>第3 (略) 第4 【発行者の経理状況】 1・2 (略) 3 【株主資本等変動計算書】 4 【<u>注記表</u>】</p> <p>第5・第6 (略) (記載上の注意) (略)</p> | <p>第九号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 (略) 第2 【関係法人の概況】 1 【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 2～5 (略)</p> <p>第3 (略) 第4 【発行者の経理状況】 1・2 (略) 3 【<u>利益処分計算書（又は損失処理計算書）</u>】 (新設)</p> <p>第5・第6 (略) (記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>第九号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【関係法人の状況】</p> <p>1 【資産運用会社の概況】</p> <p>(1) 【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 (9)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 【その他の関係法人の状況】</p> <p>(1) 【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 (12)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3 【組合等の経理状況】</p> <p>1 【財務諸表】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)【投資主資本等変動計算書】</u></p> <p><u>(4)【注記表】</u></p> <p>第4 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金</u>の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金</u>の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(13)・(14) (略)</p> | <p>第九号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【関係法人の状況】</p> <p>1 【資産運用会社の概況】</p> <p>(1) 【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 (9)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 【その他の関係法人の状況】</p> <p>(1) 【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 (12)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3 【組合等の経理状況】</p> <p>1 【財務諸表】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本</u>の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本</u>の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(13)・(14) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する関係府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【関係法人の状況】</p> <p>1 【資産運用会社の概況】</p> <p>(1) 【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 (9)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 【その他の関係法人の状況】</p> <p>(1) 【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 (12)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3 【外国組合等の経理状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4～第6 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金</u>の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容 <u>資本金</u>の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(13)・(14) (略)</p> | <p>第九号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【関係法人の状況】</p> <p>1 【資産運用会社の概況】</p> <p>(1) 【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 (9)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 【その他の関係法人の状況】</p> <p>(1) 【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 (12)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3 【外国組合等の経理状況】</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4～第6 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本</u>の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容 <u>資本</u>の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。</p> <p>(13)・(14) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する円関府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【ファンドの経理状況】(5) (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【中間注記表】(7-2)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 【委託会社等の概況】 (1) 【資本金の額】(9) (2)・(3) (略)</p> <p>5 【委託会社等の経理状況】(12) (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【株主資本等変動計算書】(15)</p> <p>(4) 【注記表】(16)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(7) (略)</p> <p>(7-2) 中間注記表 当該計算期間及び前計算期間に係る中間注記表(計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。)を記載すること。 なお、中間注記表を作成していない場合は、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 資本金の額 半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等の<u>資本金の額</u>、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>(15) 株主資本等変動計算書 (略)</p> <p>(16) 注記表 注記表を作成している場合は、内国投資信託受益証券のファンドの委託会社等の最近2事業年度について記載することとし、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。</p> | <p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【ファンドの経理状況】(5) (1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 【委託会社等の概況】 (1) 【資本の額】(9) (2)・(3) (略)</p> <p>5 【委託会社等の経理状況】(12) (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】(15) (新設)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 資本の額 半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等の<u>資本の額</u>、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>(15) 利益処分計算書又は損失処理計算書 (略)</p> <p>(新設)</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第十号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【委託会社等の概況】 (1) 【<u>資本金の額</u>】(7) (2)・(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) ファンドの経理状況 半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(56)に準じて記載すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>資本金の額</u> 半期報告書提出日の直近日現在の<u>資本金の額</u>、管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 管理会社の経理の概況 管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(64)に準じて記載すること。</p> | <p>第十号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【委託会社等の概況】 (1) 【<u>資本の額</u>】(7) (2)・(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) ファンドの経理状況 半期報告書提出日の直近日現在における当該ファンドの経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(53)に準じて記載すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>資本の額</u> 半期報告書提出日の直近日現在の<u>資本の額</u>、管理会社が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 管理会社の経理の概況 管理会社の当該期間における経理の概況について、第四号の二様式の「記載上の注意」(66)に準じて記載すること。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 (1) 【資本金の額】 (10) (2)～(4) (略)</p> <p>4 【投資法人の経理状況】 (13) (1)・(2) (略) (3) 【中間投資主資本等変動計算書】 (15-2) (4) 【中間注記表】 (15-3) (5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 主要な経営指標等の推移 投資法人の直近3中間会計期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日(以下この様式において「中間貸借対照日」という。)までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 。 (a)～(k) (略) (1) <u>自己資本比率(純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額を総資産額で除した割合をいう。)</u> (j) <u>自己資本利益率(当期純利益金額を純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額で除した割合をいう。)</u> (3)～(9) (略) (10) <u>資本金の額</u> 半期報告書提出日の直近日現在の資産運用会社の<u>資本金の額</u>を記載すること。 (11)～(15) (略) (15-2) <u>中間投資主資本等変動計算書</u> <u>当該計算期間及び前計算期間に係る中間投資主資本等変動計算書(中間計算期間に係る投資主資本等変動計算書をいう。)</u>を記載すること。 (15-3) <u>中間注記表</u></p> | <p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書(1) (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 (1) 【資本の額】 (10) (2)～(4) (略)</p> <p>4 【投資法人の経理状況】 (13) (1)・(2) (略) (新設) (新設) (3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (2) 主要な経営指標等の推移 投資法人の直近3中間会計期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日(以下この様式において「中間貸借対照日」という。)までの期間をいう。以下この様式において同じ。)及び直近2計算期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 。 (a)～(k) (略) (1) 自己資本比率 (j) 自己資本利益率 (3)～(9) (略) (10) <u>資本の額</u> 半期報告書提出日の直近日現在の資産運用会社の<u>資本の額</u>を記載すること。 (11)～(15) (略) (新設) (新設)</p> |

当該計算期間及び前計算期間に係る中間注記表（中間計算期間に係る注記表をいう。）
）を記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び投資主資本等変
動計算書に関連する注記を記載すること。

(16)・(17) (略)

(16)・(17) (略)

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第十号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 (1) 【名称及び<u>資本金の額</u>】 (2)～(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 名称及び<u>資本金の額</u> <u>資本金の額</u>については、半期報告書提出日の直近日現在のもののみ記載すること。</p> <p>(11)～(14) (略)</p> | <p>第十号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 (1) 【名称及び<u>資本の額</u>】 (2)～(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 名称及び<u>資本の額</u> <u>資本の額</u>については、半期報告書提出日の直近日現在のもののみ記載すること。</p> <p>(11)～(14) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【発行者及び関係法人情報】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 【原保有者その他の関係法人の概況】</p> <p>① 【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産管理の流動化の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> | <p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【発行者及び関係法人情報】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 【原保有者その他の関係法人の概況】</p> <p>① 【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資産管理の流動化の形態及び基本的仕組み等</p> <p>a (略)</p> <p>b 提出会社が資産流動化法第2条第3項に規定する特定目的会社である場合にあっては、同条第4項に規定する資産流動化計画(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行日前に成立した同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(以下この様式において「旧資産流動化法」という。))第2条第2項に規定する特定目的会社である場合にあっては、旧資産流動化法第4条第1項第4号に規定する資産流動化計画及び同条第2項第2号に規定する資産流動化実施計画)に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該有価証券報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【発行者及び関係法人情報】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 【原保有者その他の関係法人の概況】</p> <p>① 【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> | <p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【発行者及び関係法人情報】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 【原保有者その他の関係法人の概況】</p> <p>① 【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第十二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 (1) 【名称、<u>資本金</u>の額及び事業の内容】 (2)～(5) (略)</p> <p>4 【組合等の経理状況】(12) (1)・(2) (略) (3) 【<u>中間社員資本等変動計算書</u>】(15) (4) 【<u>中間注記表</u>】(16)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(k) (略) (1) 自己資本比率（<u>純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額を総資産額で除した割合をいう。</u>） (j) 自己資本利益率（<u>当期純利益金額を純資産額合計より会社法第2条第21号に規定する新株予約権を控除した額で除した割合をいう。</u>） (3)～(8) (略) (9) <u>資本金の額</u> 半期報告書提出日の直近日現在の<u>資本金の額</u>を記載すること。 (10)～(14) (略) (15) <u>中間社員資本等変動計算書</u> 当該会計期間及び前会計期間に係る中間社員資本等変動計算書(中間会計期間に係る社員資本等変動計算書をいう。)を記載すること。 (16) <u>中間注記表</u> 中間注記表を作成している場合は、当該会計期間及び前会計期間に係る中間注記表(中間会計期間に係る注記表をいう。)を記載すること。なお、注記表を作成していない場合は、<u>貸借対照表、損益計算書及び社員資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。</u></p> | <p>第十二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 (1) 【名称、<u>資本</u>の額及び事業の内容】 (2)～(5) (略)</p> <p>4 【組合等の経理状況】(12) (1)・(2) (略) (新設) (新設)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 主要な経営指標等の推移 組合等の直近3中間会計期間及び直近2事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。 (a)～(k) (略) (1) 自己資本比率(純資産額を総資産額で除した割合をいう。) (m) 自己資本利益率 (3)～(8) (略) (9) <u>資本の額</u> 半期報告書提出日の直近日現在の<u>資本の額</u>を記載すること。 (10)～(14) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第十二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 (1) 【名称及び<u>資本金の額</u>】 (2)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 名称及び<u>資本金の額</u> <u>資本金の額</u>については、半期報告書提出日の直近日現在のもののみ記載すること。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> | <p>第十二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 【資産運用会社の概況】 (1) 【名称及び<u>資本の額</u>】 (2)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 名称及び<u>資本の額</u> <u>資本の額</u>については、半期報告書提出日の直近日現在のもののみ記載すること。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第十五号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(7) 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)・(2) (略) (3)【<u>投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社</u>】 (4)～(7) (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p> | <p>第十五号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(7) 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)・(2) (略) (3)【<u>投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社</u>】 (4)～(7) (略)</p> <p>第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第十六号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(8) 第1 (略) 第2【外国投資法人債券】 (1)・(2) (略) (3)【<u>外国投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社</u>】 (4)～(7) (略) 第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> | <p>第十六号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】(8) 第1 (略) 第2【外国投資法人債券】 (1)・(2) (略) (3)【<u>外国投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社</u>】 (4)～(7) (略) 第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第二十一号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【<u>投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社</u>】 (17)～(20) (略) 第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> | <p>第二十一号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【<u>投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社</u>】 (17)～(20) (略) 第二部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> |

特定有価証券等の内容の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第二十二号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【<u>投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社</u>】 (17)～(20) (略) 第二部・第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> | <p>第二十二号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1 (略) 第2【投資法人債券】 (1)～(15) (略) (16)【<u>投資法人債管理会社又は投資法人債の管理会社</u>】 (17)～(20) (略) 第二部・第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> |

